

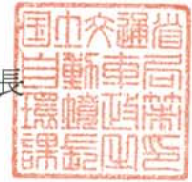
国自安第231号の3
国自環第198号の3
国自技第272号の3
国自情第310号の3
国自審第2101号の3
国自整第313号の3
平成31年4月1日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



環境政策課長



技術政策課長



自動車情報課長



審査・リコール課長



整備課長



元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて

標記について、別紙により通知したので傘下会員等に対する周知等についてご配慮の程宜しくお願い致します。

元号が改められるに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の
取扱いについて（概要）

平成31年4月
安全政策課長
環境政策課長
技術政策課長
自動車情報課長
審査・リコール課長
整備課長

1. 概要

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）及び天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（平成二十九年政令第三百二号）により、平成31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が直ちに御即位されることとなります。

皇位の継承に伴い、元号を改める政令が公布されることにより、本年5月1日より元号が「平成」から新元号へ変わることとなりますが、検査登録・整備業務等において、既に交付されている証明書やこれから申請に用いる書面等に記載する元号の取扱いを定め、検査登録・整備業務等が混乱することなく円滑に行われるようにするためのものです。

2. スケジュール

公布：平成31年4月1日（元号の公表された日）

施行：平成31年5月1日

別紙

国自安第231号
国自環第198号
国自技第272号
国自情第310号
国自審第2101号
国自整第313号
平成31年4月1日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
環境政策課長
技術政策課長
自動車情報課長
審査・リコール課長
整備課長

元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて

皇室典範特例法（平成29年法律第63号）及び天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（平成29年政令第302号）により、平成31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が御即位されることになる。

皇位の継承に伴い、本日、元号法（昭和54年法律第43号）第1項の規定に基づき、元号を改める政令が公布され、新しい元号が5月1日から用いられることとなった。

従って、5月1日以後、元号は、「令和」を用いることとなったが、これに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについては、下記によることとしたので、貴管下運輸支局等に対する周知方よろしくお願ひしたい。

なお、別紙の関係団体に対してもこの旨周知したので申し添える。

記

1. 既に交付済みの自動車検査証等の取扱い

(1) 4月30日以前に交付された自動車検査証、検査標章、回送運行許可証、臨時

運行許可証その他の書類に記された年月中5月1日以後の日付については、「平成31年」とあるのは「令和元年」と、「平成32年」とあるのは「令和2年」と、「平成33年」とあるのは「令和3年」と、「平成34年」とあるのは「令和4年」と、それぞれ読み替えられるものとし、平成35年以後の年についても同様に読み替えられるものとする。

従って、元号の変更を理由とした自動車検査証等の再交付は、行わないものとする。

2. 5月1日以後に交付又は返付する自動車検査証等の取扱い

(1) 端末機出力帳票の取扱い

自動車登録検査業務電子情報処理システムの端末機で出力される書類については、全て新元号「令和」で印刷される。

(2) 検査標章等の取扱い

イ. 自動車登録検査業務電子情報処理システムの端末機で出力される検査標章については、「令和元年」を「1」として右下に、「令和2年」を「2」として左下に、「令和3年」を「3」として左上に、「令和4年」を「4」として右上に表示し、以降順次これを繰り返すものとする。

ロ. 保安基準適合標章については、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

ハ. 回送運行許可証等、その他交付する書類については、全て新元号「令和」で印刷する。但し、既に「平成」で印刷済みの書類がある場合には、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとし、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

(3) 出張検査・登録等の際の取扱い

出張検査・登録又はシステムの不具合発生時等の際に既に交付済みの自動車検査証の有効期間を更新する場合には、新たに記入する有効期間の欄中「平成」を二本線で抹消の上、「令和」に訂正し返付するものとする。

なお、この場合においては、訂正印は必要ないものとする。

3. 申請書の取扱い

(1) OCRシートについて

イ. 元号が入力事項となっている1号、2号、3号様式の2、5号、6号、7号、21号、22号シートについては、5月1日以後は、年月日の欄の冒頭に1を記入すれば、「昭和」が入力され、2を記入すれば、「平成」が入力され、無記入の場合は、「令和」が入力されることとなるので、この点留意されたい。

ロ. 申請年月日等元号が入力事項でないものについては、申請者が「平成」を「令和」に訂正して用いた場合であって、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、申請者が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

(2) その他の申請書類及び添付書類の取扱い

検査登録手数料納付用紙、重量税納付印紙、回送運行許可申請書等の OCR シート以外の申請書類（自動車整備士技能検定申請書、優良自動車整備事業認定申請書、運行管理者資格者証交付申請書等）及び委任状、保安基準適合証、限定保安基準適合証、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、出荷検査証等の添付書類については、申請者又は該当書類の作成者が「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、当該書類が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

4. 整備命令書・点検等の勧告書の取扱い

(1) 既に交付済のもの

確認期限年月日の日付が5月1日以降のもので、「平成31年」とあるのは「令和元年」と読み替えられるものとする。

(2) 5月1日以降に交付するもの

様式等に既に印刷済みの「平成」を二本線で抹消し「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

また、「整備命令書」・「点検等の勧告書」等は、速やかに新様式のものに変更するものとする。

(3) 整備命令・点検等の勧告を行った旨の自動車検査証への記載

新元号のゴム印等ができるまでの間は、現在使用しているゴム印の「平成」の部分を取り取り使用すること。このとき押印した後、手書き等により、「令和」と記入するものとする。

5. 点検整備記録簿等の取扱い

点検整備記録簿、分解整備記録簿及び指定整備記録簿等の年月日欄に不動文字で「平成」と印刷されているものについては、「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の押印がない場合であっても差し支えないものとし、また、「平成」を訂正せずに用いても差し支えないものとする。

6. 点検整備済ステッカーの取扱い

点検整備済ステッカーについては、(一社)日本自動車整備振興会連合会において、別紙の通り取り扱うこととしている。

以上

別紙

日整連第31-1号
整商連第31-1号
平成31年4月1日

自動車整備振興会
各 自動車整備商工組合 専務理事 殿
道内整備協同組合

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
日本自動車整備商工組合連合会
専務理事 木場 宣行
(公印省略)

元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関連業務の取扱いに
関する国土交通省通達の送付並びに点検整備済ステッカーの取扱いについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴い、平成31年4月30日に
天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が直ちに御即位されることとなり、御
即位と同じ5月1日に元号を改める改元が行われます。

今般、国土交通省より、元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関連業
務の取扱いについて別紙のとおり通達がありましたのでお知らせいたします。

また、点検整備済ステッカーにつきましては、下記により取扱うことについて、関係
当局の了解が得られましたので、ご留意いただくとともに貴会傘下会員に周知方よろし
くお願いします。

記

○元号が改められることに伴う点検整備済ステッカーの取扱いについて

1. 【“平成”表記の点検整備済ステッカー（31年・32年）の取り扱いについて】
改元後（2019年5月1日以降）も、“平成”表記を修正することなく使用
しても差し支えありません。
また、既に自動車の前面ガラスに貼付されている同ステッカー（“平成”表記）
についても、“平成”表記を修正することなく、貼付期限まで貼付していても差
し支えありません。
2. 【新元号表記の点検整備済ステッカーの頒布について】
既に日整連第30-453号（平成31年2月19日付）にてお知らせしてい
る通り、整備事業者等への新元号表記の点検整備済ステッカーの頒布については、
本年7月1日に開始していただくようお願い致します。（別添内参考参照）

以上

（本件に関する問い合わせ：日整連 事業部 與戸、総務部総務課 齊藤）

別添

日整連第 30-474 号
平成 31 年 3 月 5 日

各 自動車整備振興会 専務理事 殿

社団法人 一般 日本自動車整備振興会連合会
専務理事 木場 宣行
(公印省略)

改元に伴う点検整備済ステッカーの整備事業者への周知公告について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業に対し、種々ご支援、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、参考【日整連第 30-453 号(平成 31 年 2 月 19 日付)】でご連絡しました改元に伴う点検整備済ステッカーについて、別紙の記事を日整連ニュース 4 月号に掲載し整備事業者
に周知することをお知らせいたします。

敬具

<本件に関する問い合わせ：総務部総務課 齊藤>

新元号に対応した点検整備済ステッカーを7月から販売

政府は2017年12月8日の閣議で、天皇陛下の退位の日にあたる特例法の施行日を今年4月30日とし、皇太子殿下が翌5月1日に即位されるという日程を正式に決定しました。それに伴い、即位と同じ5月1日に元号を改める改元が行われます。

日整連では、この度の改元に伴い、新元号に対応する点検整備済ステッカーについて元年（表記は1年）用と2年用の2種類を作成（下記イメージ図参照）した上で、本年7月1日より各整備振興会・商工組合の窓口において販売を開始します。

点検整備済ステッカーとは、自動車点検整備推進運動の一環として実施されている「定期点検整備促進運動」で使用されているもので、定期点検整備実施済車に点検整備実施事業場名等を表示した点検整備済ステッカーを発行及び貼付することにより、実施責任を明らかにするものです。また、自動車使用者に対し、次回の点検時期を知らせることによって自動車使用者の保守管理意識の高揚を図るとともに、定期点検整備の実施の励行を促進することを目的としています。

なお、現在販売中の31年及び32年の点検整備済ステッカーについては、7月1日以降も使用することができますが、7月1日より新元号に対応する点検整備済ステッカーが販売開始となることを考慮していただき、在庫には留意しご購入頂きますようお願い申し上げます。

○仕様及び表記

	新元号元（1）年ステッカー	新元号2年ステッカー
ステッカーの地色	青色	赤色
表面中央表記	1	2
裏面下部表記	新元号2年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。	新元号3年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。
イメージ図※		

※2019年3月時点のイメージ図のため、実際の商品では仕様が若干変更となる可能性があります。

※本記事は2019年3月に作成しているため、2019年4月以降、31年及び32年の点検整備済ステッカーについて読替え規定が適用されることを前提としております。

日整連第 30-453 号
平成 31 年 2 月 19 日

各 自動車整備振興会 専務理事 殿

社団法人 日本自動車整備振興会連合会
専務理事 木場 宣行
(公印省略)

点検整備済ステッカーの改元に伴う取扱い予定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業に対し、種々ご支援、ご協力をいただき有難うございます。

さて、各振興会における標記取扱いについて、下記の通り予定しておりますことをお知らせいたします。

なお、整備事業場における標記取扱い等については Jasp News4 月号にて周知公告を掲載予定であり、掲載内容が決定しましたら別途お知らせしますことを申し添えます。

記

【新元号対応 点検整備済ステッカーについて】

1. 元年（表記は 1 年）・2 年ともに作製します。
2. 2019 年 6 月 20 日からの発送開始を予定しております。
⇒即日出荷に対応可能な在庫の積み増しに 2 ヶ月程度必要なため
3. 受発注システムでの予約受け期間は 2019 年 5 月 20 日～6 月 19 日を予定しております。
4. 販売は 2019 年 7 月 1 日より全振興会一斉での開始をお願いします。
⇒振興会別による差異を防ぐため
⇒現行 点検整備済ステッカーの販売は 2019 年 6 月 30 日をもって停止

【現行 点検整備済ステッカーについて】

1. 2019 年 5 月 7 日発送分から、※最低注文ロット数以下での注文受付を開始します。
⇒一斉切替えに伴い、在庫調整を行っていただく必要があるため
(現行 点検整備済ステッカーの買取り・交換は対応出来かねます。)
(※最低注文単位数は 100 枚となります。)

※別紙工程表もご参照ください。

以上

<本件に関する問い合わせ：総務部総務課 齊藤>

2019年5月改元に関するQ&A

No.	Q	A	開示範囲 (代理店/社内限/非公開)
1	【証明書】 証明書を「新元号」で交付するのは、いつからですか。	2019年5月以降申込契約より、「新元号」で証明書を交付します。新元号の証明書綴が配布されるまでは、旧元号(平成)の証明書綴の元号を訂正して表記します。 2019年4月以前申込契約においては、新元号の公表後であっても、保険期間等すべて「平成」で表記します。	代理店
2	【証明書】 2019年5月以降に、旧元号(平成)の証明書綴を使用する場合、元号の訂正はどのように行いますか。	「申込日」「保険期間」欄等の「平成」を以下のとおり「新元号」に訂正してください。(訂正印不要) (注)元号以外の訂正はできません <例> (申込日) (保険期間) 新元号 新元号 平成 1年5月●日 自 平成 1年5月●日 新元号 至 平成 4年5月●日	代理店
3	【証明書】 証明書綴の元号の訂正方法は手書きのみですか。	手書き以外に、ゴム印やスタンプによる訂正も可能です。	代理店
4	【証明書】 元年(1年)は、「元年」「1年」のどちらで表記しますか。	原則「1年」で表記してください。 ただし、「元年」で証明書を交付済の場合は差替不要です。	代理店
5	【証明書】 複写式ではないレーザープリンタ用の証明書も、元号の訂正は可能ですか。	可能です。 「申込書」「証明書」「領収証」のそれぞれの元号を訂正してください。	代理店
6	【証明書】 2019年5月以降、システム改修前等の理由により、2019年5月以降の日付が「平成」で表記された証明書は交付できますか。また、後日、証明書の差替は必要ですか。 <例> 2019年5月1日 → 平成31年5月1日	システム改修が間に合わず新元号の年を印字できない場合等は、「平成」表記で証明書を交付可能です。 後日の証明書の差替も不要ですが、保険契約者から「新元号」での証明書の再交付の要請があった場合は、保険会社でこれに応じます。	代理店
7	【証明書】 2019年4月以前に、誤って「新元号」で証明書を交付した場合、証明書の差替は必要ですか。 <例> (申込日) (保険期間) 平成 31年 4月 30日 自 新元号 1年5月1日 至 新元号 4年5月1日	西暦に読み替えた年月に誤りがない場合は、証明書の差替は不要です。 <例> 2019年5月⇒ ○平成31年5月 (=2019年5月) ○新元号1年5月 (=2019年5月) ×平成1年5月 (=1989年5月) ×新元号31年5月 (=2049年5月)	社内限
8	【証明書】 2019年5月以降に、旧元号(平成)の証明書綴を使用した が、元号の訂正を誤った場合(元号訂正もれ、「新元号」の記載もれ等)、証明書の差替は必要ですか。 <例> 平成 1年5月●日(元号訂正もれ) 平成 1年5月●日(「新元号」記載もれ)	西暦に読み替えた年月に誤りがある、または西暦に読み替えて できない場合は、証明書の「平成」を「新元号」に訂正する か、「新元号」表記の証明書との差替が必要です。	代理店
9	【証明書】【再交付証明書】 2019年4月以前申込契約で「平成」で交付された証明書は一 律差替が必要ですか。	一律の差替は不要です。ただし保険契約者より差替要請が あった場合は、保険会社で「新元号」表記の再交付証明書を 交付します。	代理店
10	【証明書】【再交付証明書】 2019年5月以降、旧元号(平成)の証明書綴(再交付証明書 綴含む)を訂正して使用しますが、旧元号(平成)の証明書 綴はいつまで使用できますか。	新元号の証明書綴(再交付証明書綴含む、以下同じ)が届く まで使用できます。 ただし、配布済の旧元号(平成)の証明書綴は使い切る(ま たは使用期限が到来する)まで継続使用することも可能で す。	代理店

2019年5月改元に関するQ&A

No.	Q	A	開示範囲（代理店／社内限／非公開）
11	<p>【再交付証明書】 2019年4月以前申込契約について、2019年5月以降に証明書を再交付する場合の元号表記は？</p>	<p>2019年5月以降の日付が「平成」で発行された2019年4月以前申込契約について、2019年5月以降に証明書の再交付を行う場合は、「新元号」で表記します。</p> <p><例1> 原証明書： 平成30年11月1日～平成32年11月30日 ↓ 再交付証明書： 平成30年11月1日～新元号2年11月30日</p> <p><例2> 原証明書： 平成32年11月1日～平成32年11月30日 ↓ 再交付証明書： 新元号2年11月1日～新元号2年11月30日</p>	社内限
12	<p>【再交付証明書】 2019年5月以降、システム改修前のため、2019年5月1日以降の日付が「平成」で表記された再交付証明書は有効ですか。</p>	<p>有効です。ただし、システム改修後に保険契約者から「新元号」表記の再交付証明書への差替要請があった場合はこれに応じます。</p>	社内限
13	<p>【保険標章】 新元号の保険標章（ステッカー）の交付開始時期はいつですか。</p>	<p>2019年5月です。</p> <p>2019年4月以前申込契約は、旧元号（平成）の保険標章（ステッカー）を交付します。 2019年5月以降、旧元号（平成）の保険標章（ステッカー）は交付できません。</p>	代理店
14	<p>【保険標章】 2019年4月以前申込契約について、2019年5月以降に保険標章（ステッカー）を再交付する場合、新元号と旧元号（平成）のどちらの保険標章（ステッカー）を交付しますか。</p>	<p>2019年5月以降に再交付する場合は、新元号の保険標章（ステッカー）を交付します。</p>	社内限
15	<p>【保険標章】 2019年4月以前に新元号の保険標章（ステッカー）、2019年5月以降に旧元号（平成）の保険標章（ステッカー）を誤って交付した場合に差替は必要ですか？</p>	<p>年月を特定できるため差替は不要です。ただし保険契約者より差替要請があった場合は正しい表示の保険標章（ステッカー）を交付します。</p>	社内限
16	<p>【保険標章】 2019年4月以前に契約した時に交付した旧元号（平成）の保険標章（ステッカー）は一律差替が必要ですか。</p>	<p>一律の差替は不要です。</p>	社内限
17	<p>【証明書】【保険標章】 2019年5月以降申込契約ですが、システム改修が間に合わないため、「平成」表記で証明書を交付しています。この場合も、新元号の保険標章（ステッカー）を交付してよいですか。</p>	<p>2019年5月以降に交付する場合は、証明書の元号表記にかかわらず、新元号の保険標章（ステッカー）を交付します。</p>	代理店
18	<p>【承認請求書】 2019年5月以降に、旧元号（平成）の承認請求書は使用できますか。</p>	<p>使用できます。 2019年5月以降の日付は、「平成」を「新元号」に訂正して使用します。</p>	代理店